

秋田市南部市民サービスセンター 建築物環境衛生管理業務仕様書

標記業務の実施にあたっては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)」(以下「ビル管理法」という。)などの関係法規を遵守し、快適な施設環境を維持すること。また、労働安全衛生法などの関係法規を遵守し、安全管理に万全を期して業務を行うこと。

なお、本業務を実施するにあたっては、ビル管理法、同法施行令および同法施行規則などの関係法令に定められた有資格者を派遣し、同法等に定められた当該施設にかかる各種業務を行うこと。

1 業務名

秋田市南部市民サービスセンター建築物環境衛生管理業務委託

2 履行場所

秋田市御野場一丁目5番1号(秋田市南部市民サービスセンター)

3 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4 施設の概要

- (1) 名称 秋田市南部市民サービスセンター
- (2) 住所 秋田市御野場一丁目5番1号
- (3) 構造 鉄筋コンクリート造2階(一部PHあり)
- (4) 面積 延べ床面積2,229.44㎡

5 業務内容

- (1) 建築物環境衛生管理技術者の業務の受託(選任36ヶ月)
ビル管理法ならびに同法施行令および同法施行規則などの関係法令に定められた当該施設にかかる各種業務
- (2) 空気環境の測定
- (3) 飲料水(水道水)の水質検査
- (4) ねずみ等の点検・防除
- (5) 報告書の提出

5の各業務終了後、その状況を、書面によりすみやかに報告するものとする。また、報告書の書式は、発注者の指示がない箇所は、受注者の標準書式とする。なお、必要に応じ報告書には作業写真も添付すること。

6 業務の実施時期

(1) 空気環境の測定

測定点5ポイント (屋内4、外気1)	5月、7月、9月、11月、1月、3月 に各1回
-----------------------	----------------------------

(2) 飲料水（水道水）の管理業務の水質検査

省略不可 11 項目	8 月、2 月に各 1 回
重金属 4 項目	
蒸発残留物 1 項目	
消毒副生成物 12 項目	6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回

(3) ねずみ等の点検・防除

ねずみ、害虫の点検および防除	8 月、2 月に各 1 回
----------------	---------------